

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日
（休日は、その翌日）

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目次

- ◇告 示 土地改良区の役員のが就退任
土地改良事業の認可
- 公有水面の埋立ての免許の出願
- ◇内水面漁場管理委告示 昭和五十五年度内水面共同漁業権者に係る
増殖目標量
- ◇公 告 二級建築士試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月二十五日

佐陀川右岸土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 仲石 宇一 米子市日下五五一

昭和五十五年三月二十一日死亡により退任

高尾土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 長谷川 武 東伯郡大栄町大字西高尾四六一

村岡 清見 東高尾四四七

杉本 敬典 西高尾四八三

村岡 亨 東高尾四五二

村岡 忠道 上種二五七一二

村岡 幸人 東高尾四四八

杉谷 薫 西高尾一九六一一

村岡 一雄 東高尾四五三

杉谷 正幸 西高尾四八三一一

杉岡 永久 東高尾四三九

村岡 勇 四三七

監事 長谷川正孝 西高尾四六〇

任期満了により退任

高尾土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事

村岡 清見 東伯郡大栄町大字東高尾四四七

杉本 進 " 西高尾四六二

村岡 亨 " 東高尾四五二

杉谷 薫 " 西高尾一九六一

村岡 一雄 " 東高尾四五三

長谷川清治 " 西高尾四八九

村岡 幸人 " 東高尾四四八

杉谷 正幸 " 西高尾四八三一二

村岡 永久 " 東高尾四三九

梶島 鐵男 " 上種一五七

長谷川正孝 " 西高尾四六〇

村岡 勇 " 東高尾四三七

昭和五十五年三月五日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同

年四月二日就任 任期四年

勝田川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 高橋 長一 東伯郡赤碕町大字勝田一八九

入江 政美 " 宮木三一〇一一

川上 正秋 " 高岡二八四

昭和五十五年三月十七日組合員資格喪失により退任

勝田川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 大本 宣治 東伯郡赤碕町大字勝田二二二一二

入江 忠夫 " 宮木三一〇一一

岩本 久 " 高岡六五

昭和五十五年三月二十六日開催の通常総会において補欠選挙の結果当選

し、同月二十七日就任 任期昭和五十八年十二月三日

上北条土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 船越 武男 倉吉市小田一八七

昭和五十五年三月十六日開催の通常総代会において補欠選挙の結果当選

し、同月二十四日就任 任期昭和五十七年四月二十一日

八頭中央土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 波多野俊爾 八頭郡家町大字西御門一五五一

坂本 清美 " 船岡町大字船岡二九八一

奥谷 金光 " 河原町大字山手四〇四

細田 稔 " 郡家町大字大門一六七

三木 薫 " 土師百井一五一

大川 喜由 " 船岡町大字下濃一六五

富山 武雄 " 河原町大字徳吉二六〇

林 篤 " 郡家町大字方代寺二二七

坂本 昭典 " 市谷四一七

奥田 芳水 " 池田三一四

山本 実 " 米岡二〇五

豊口 文男 " 船岡町大字福井三三四

八頭中央土地改良区
 昭和五十五年三月十日総辞職により退任

沖田満寿雄	船岡六五七
兼田 豊治	坂田一〇五
西川 佳敏	河原町大字今在家六三五
田中 英治	三谷一五三一
中川 竹治	船岡町大字郡家三〇四
賀川 幸雄	郡家町大字久能寺二八〇一
小谷 武延	米岡五九八一
市村 仲治	河原町大字高福九六
滝本 管治	片山八八一二
石破満寿雄	郡家町大字殿三一七
岩成 市三	船岡町大字船岡四四九

就任した役員の名及び住所

理事 波多野俊爾	八頭郡郡家町大字西御門一五五一
坂本 清実	船岡町大字船岡二九八一
西川 佳敏	河原町大字今在家六三五
富山 武雄	徳吉二六〇
大川 喜由	船岡町大字下濃一六五
細田 稔	郡家町大字大門一六七
神戸 一	万代寺二二二
中川 竹治	船岡町大字郡家三〇四
滝本 管治	河原町大字片山八八一二

賀川 幸雄	郡家町大字久能寺二八〇一
山本 実	米岡二〇五
沖田満寿雄	船岡町大字船岡六五七
坂本 昭典	郡家町大字市谷四一七
三木 薫	土師百井一五一
奥田 芳水	池田三一四
岸田 義則	石田百井一六五
岩成 市三	船岡町大字船岡四四九
兼田 豊治	坂田一〇五
西尾 政憲	河原町大字山手一三一
山本 恵治	三谷三五八
監事 豊口 文男	船岡町大字福井三三四
石破満寿雄	郡家町大字殿三一七
渡辺 一雄	河原町大字高福五九六

昭和五十五年三月二十二日開催の第四回通常総代会において総選挙の結果当選し、同年四月一日就任 任期三年

淀江白浜土地改良区
 退任した役員の名及び住所

理事 亀山 大吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七
砂口 稲男	稲吉六五
長谷川 眞	佐陀一七六
堀尾 清正	西原五三九
石田 新吾	五八八

堀尾 孝	安藤 武夫	尾沢 毅	山田 教美	齊藤 優	加藤 弘	赤木 齊	松永 元一	林原 克己	亀山 大吉	理事	堀井 健雄	堀口 俊逸	富田 伍郎	齊藤 優	加藤 弘	林原 克己	山田 教美	塚本 明弘	須山 正雄	林原準一郎	監事	小波一三	淀江六三六	二四〇	西原七七一	九四九	小波一、〇二四	九九〇	中間四七九	淀江二六五	小波一、〇二二	任期満了により退任	淀江白浜土地改良区	就任した役員の氏名及び住所	西伯郡淀江町大字淀江九〇七	小波一、〇二四	今津二六七一六	平岡二八	西原九九九	七二七	小波九九〇	淀江六三二	二九〇	西原五三九一
山崎 洋次	塚根 利雄	福光 堯道	藤井 博幸	山本 利景	山根 幸男	藤井 保雄	熊谷 弘	山脇 辰夫	田中 勇	前田 健治	坂根 国之	石田 憲俊	村沢 繁	高西 悦郎	中林 勤	林原準一郎	富田 亨	監事	四王寺土地改良区	昭和五十五年三月二十六日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、同年四月一日就任 任期三年	就任した役員の氏名及び住所	五八八	中間六九四	小波七八五	中間四三四	小波一、〇二二	西原六九二	倉吉市大谷七一一	六六五―三	上神四一三一	不入岡一四四	寺谷二七五	大谷八六八	北面一七一	大谷五三四	八六八	北面一五二一一	寺谷四四三一一	上神八六六					

監事 伊藤 博則 " 八四七

" 谷口 幸夫 " 大谷一、一七七

" 福田 武雄 " 寺谷三五〇一

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十五年四月四日就任 任期は、第一回総会まで

鳥取県告示第三百七十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良(国坂地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年四月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十二号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取県米子土木出張所及び中山町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十五年四月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称及び代表者の氏名並びに住所

鳥取県

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

鳥取県西伯郡中山町塩津字西浪入五三〇番地及び五五一番地地先の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結ぶ昭和五十四年の秋分の満潮位(D・Lプラス〇・三九メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 塩津三角点(北緯三五度三一分一九秒〇〇東経一三三度三四分〇七秒〇七)から三五七度二五分四〇秒四六一・〇〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三二四度四四分五〇秒二八・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から五四度四四分五〇秒六〇・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三二四度四四分五〇秒七九・一二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から五四度四四分五〇秒一四・〇〇メートルの地点

地点

⑥の地点 ⑤の地点から一四四度四四分五〇秒九六・〇〇メートル

の地点

(三) 面積

二、七四四・〇六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取県西伯郡中山町塩津字西浪入五三二番地から五五二番地に至る

陸域及び地先の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 塩津三角点から三五三度四三分二〇秒四一一・九〇メートルの地点

トルの地点

④の地点 ⑦の地点から三二四度四四分五〇秒一六〇・〇〇メートルの地点

ルの地点

②の地点 ①の地点から九度四四分五〇秒一二三・〇〇メートルの地点

地点

⑤の地点 ②の地点から九九度四四分五〇秒一二三・〇〇メートル

昭和五十五年度内水面共同漁業権者に係る増殖目標量

免許番号	漁業権者	河川湖沼別	魚種別
		あゆにじます(キログラム)	うぐい(平方メートル)
		いわな(千尾)	はえ(千粒)
		やまめ(千尾)	こい(千尾)
			ふな(千尾)
			うなぎ(キログラム)
			わかさぎ(千粒)
			えび(平方メートル)
			しじみ(トン)

の地点

④の地点 ⑤の地点から一四四度四四分五〇秒一六〇・〇〇メートルの地点

ルの地点

(三) 面積

三五、四一六・九二平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

六 出願年月日

昭和五十五年二月六日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁業管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百三十条第三項の規定に基づき、昭和五十五年度における内水面共同漁業権者に係る増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月二十五日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 茶 章

内共第一号	千代川漁業協同組合	千代川	二、五〇〇	一五	二〇一、〇〇〇五、〇〇〇	一〇													
内共第二号	天神川漁業協同組合	天神川	一、〇〇〇	一〇	四〇	六〇〇三、〇〇〇	五												
内共第三号	日野川漁業協同組合	日野川	二、五〇〇	一〇	三〇	八〇〇四、〇〇〇	一五												
内共第四号	湖山池漁業協同組合	湖山池					五〇	五〇	七〇二五、〇〇〇	一〇〇									
内共第五号	東郷湖漁業協同組合	東郷湖					四〇	三〇	七〇一〇、〇〇〇	一〇〇	一・五								
内共第七号	船上山内水面漁業協同組合	勝田川		五	五														
内共第八号	甲川漁業協同組合	甲川		八	八														

備考 一 こい種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする(千代川、天神川及び日野川に限る。)
 二 にじます種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。

公 出

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により昭和55年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和55年 4月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

1 学科の試験

昭和55年 7月26日現在に於いて次の各号の一に該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を

修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
 (3) 知事が(1)又は(2)と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者
 (4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

ロ 建築設計製図の試験

学科の試験に合格した者及び建築士法施行細則(昭和25年11月鳥取県規則第85号)第11条の規定により学科の試験を免除された者

2 受験申込受付期間等

(1) 受験申込受付期間

昭和55年5月12日(月)から同月16日(金)まで

(2) 受験申込書の提出先

所定の受験申込書を鳥取土木出張所、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に提出すること。

(3) 受験手数料

2,500円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にはり付けること。

3 試験期日及び時間割

(1) 学科の試験

昭和55年7月26日(土)	9時00分から10時30分まで	建築法規
	10時50分から12時20分まで	建築構造
	13時10分から14時40分まで	建築計画
	15時00分から16時30分まで	建築施工

(2) 建築設計製図の試験

昭和55年9月7日(日) 12時00分から16時30分まで

4 建築設計製図の課題

「市街地に建つ木造2階建て専用住宅」

5 試験の場所

学科の試験

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

建築設計製図の試験

鳥取市生山111番地 鳥取県立鳥取工業高等学校

6 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者に対しては、昭和55年8月20日(水)にその旨を通知する。

(2) 最終合格者の発表は、昭和55年10月24日(金)に鳥取県公報に公告するとともに合格者にその旨を通知する。

7 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取土木出張所、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。